

健やかライフ

2026.4

No.209



ホームページをご利用ください

<https://www.st-kenpo.or.jp>



スマートフォンにも対応し、大変見やすくなっています。
ぜひアクセスしてください。

本誌がホームページ上でダウンロードできます

CONTENTS

- P2~4 ▶ 令和8年度 保険料率、子ども・子育て支援金率、事業計画及び予算のお知らせ
- P5 ▶ 子ども・子育て支援金制度
- P6 ▶ マイナ保険証での医療機関のかかり方
- P7 ▶ マイナンバーカード、有効期限にご注意を
- P8 ▶ 事業所との個人データの共同利用について／任意継続被保険者の標準報酬月額上限



保険料率、子ども・子育て支援金率、 事業計画及び予算のお知らせ

令和8年2月17日(火)の第116回組合会におきまして、当健保組合の令和8年度の保険料率、子ども・子育て支援金率、事業計画及び予算が可決・承認されましたので概要をお知らせします。

保険料率

当健保組合の財政を検証いたしましたところ、医療費及び納付金は増加傾向にあります。標準報酬及び積立金等を含めると当面安定した運営が見込まれます。

一方、介護保険制度に係る積立金は、令和7年度末時点で前年度対比約6,000万円の減額が見込まれ、基準額を満たすための措置が必要となります。

この状況を踏まえ、健康保険料率を引き下げ、介護保険料率を引き上げることとなりました。

●令和8年度健康保険料率及び介護保険料率

区分		保険料率 (千分率)	
		変更前	変更後
健康保険	一般保険料	96.7	93.7
	調整保険料	1.3	1.3
	合計	98.0	95.0 (千分の3.0引き下げ)
介護保険 (40歳以上65歳未満の被保険者)		15.8	16.2 (千分の0.4引き上げ)

【適用年月日】・令和8年3月1日(令和8年3月分保険料から) ※4月支払給与から控除
・任意継続被保険者は令和8年4月分から適用となります。

子ども・子育て支援金率

令和8年4月より開始された、子ども・子育て支援金制度に係る子ども・子育て支援金率は、国から示された被用者保険一律の料率に設定することとなりました。

●令和8年度 子ども・子育て支援金率 (千分率)

2.3
(被用者保険一律)

【適用年月日】・令和8年4月1日(令和8年4月分保険料から) ※5月支払給与から控除

※子ども・子育て支援金制度の概要につきましては、5ページをご参照ください。

事業計画

令和8年度も引き続き、業界で働くみなさまとご家族の健康をサポートするため、健康診断・特定保健指導の実施、医療機関への受診勧奨による疾病の重症化予防等に積極的に取り組んでまいります。

みなさまにおかれましても、当健保組合の各種保健事業をご活用いただき、ご自身の健康維持・増進に取り組んでください。

重点事業 1 健康診断の実施

加入員のみなさまがご自身の身体の状態を確認したり、病気の早期発見、早期治療を目的に健康診断事業を実施しています。

自覚症状のない病気を早期に発見できることもありますので、ご自身の身体の状態を確認するため、健康診断を一年に一度は必ず受診してください。

→【申込方法等の詳細は本誌『健やかライフ』4月号別冊『健康診断・保健指導ガイド』に掲載】

重点事業 2 特定保健指導の実施

将来の生活習慣病を防ぐため、生活習慣を見直すためのアドバイスが受けられる特定保健指導事業を実施しています。

健康診断の結果、生活習慣を見直すための保健指導が必要と判断された場合には、当健保組合よりご案内をしますので、ご自身の健康保持のため、必ず保健指導を受けてください。

→【詳細は本誌『健やかライフ』4月号別冊『健康診断・保健指導ガイド』に掲載】

重点事業 3 受診勧奨通知の実施

健康診断の結果、「治療」または「精密検査」が必要と判断されながら、その後、医療機関を受診していない方のうち、特に早急に医療機関の受診が必要な方に対して、医療機関への受診を促す通知をご自宅に送付しています。

未受診のまま放置すれば、病気が進行し、重症化する恐れがあります。健康診断の結果、「治療」または「精密検査」が必要と判断された場合には、必ず医療機関で受診してください。

事業所への 情報提供

通知後も受診が確認できない場合、被保険者については、労働安全衛生法に規定する定期健康診断の検査結果について事業所に情報提供し、事業所と共同して重症化予防に取り組んでいきます。

令和8年度に実施するその他の保健事業

【疾病予防・健康管理】

脳検査の費用補助	通年	別冊『健康診断・保健指導ガイド』20ページ(裏表紙)
インフルエンザ予防接種の費用補助	10月～1月	『健やかライフ』令和8年8月号
医療費のお知らせ	1・3月	
後発医薬品促進通知	6・9・1・3月	
事業所用救急薬品の配付	12月	
被扶養者への健康診断の受診促進	6月・11月	
被保険者向け救急薬品の斡旋	6月～9月・11月～3月	『健やかライフ』令和8年6月・11月号
電話健康相談・女性サポート	通年	別冊『保養施設ガイド』
育児書の配付		15ページ、本誌折込チラシ 15ページ

【心身の保養・体力づくり】

直営保養所「熱海 薫風荘」の開設	通年	別冊『保養施設ガイド』	2～4ページ
契約保養所の利用補助			5～13ページ
東京ディズニーリゾート®の利用補助			13ページ
プールの利用補助	7・8月	『健やかライフ』令和8年6月号	
マス釣り大会の実施	10月	『健やかライフ』令和8年8月号	
スキリフト・アイススケートの利用補助	12月～3月	『健やかライフ』令和8年11月号	

当健保組合の令和8年度予算の主な内容は次のとおりです。

一般勘定予算 予算総額 174億6,173万1千円

収入



保険料収入 163億2,555万8千円

皆様や事業主から納めていただく保険料は組合運営の大切な財源です。

準備金繰入 6億8,847万8千円

収入不足を補うため、準備金から繰り入れます。

調整保険料収入、財政調整事業交付金など 4億4,769万5千円

支出



保健事業費 11億2,097万円

人間ドックなどの各種健診事業や、宿泊施設を利用した際の補助金事業などの費用です。

保険給付費 102億8,531万2千円

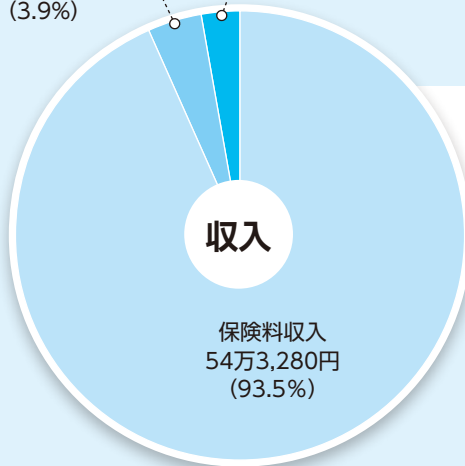
皆様が病気やけがをしたときの、医療費や各種給付金の費用です。

納付金 50億8,664万6千円

国へ納付する後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等の費用です。

財政調整事業拠出金、事務費、予備費など 9億6,880万3千円

準備金繰入
2万2,911円 (3.9%)
その他
1万4,898円 (2.6%)



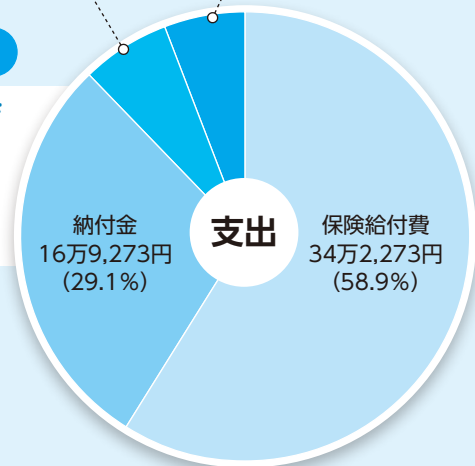
一般勘定

被保険者1人当たりで
予算を見てみると

合計
58万1,089円



保健事業費
3万7,303円 (6.4%)
その他
3万2,240円 (5.6%)



※ 100%にするために、パーセントを調整している箇所があります。

収入

科目	予算額(千円)
介護保険収入	1,766,383
繰入金	36,222
雑収入等	2
合計	1,802,607

介護勘定予算

介護勘定予算は
総額 18億 260万 7千円に
決定されました。

支出

科目	予算額(千円)
介護納付金	1,770,907
介護保険料還付金	700
予備費	31,000
合計	1,802,607

収入

科目	予算額(千円)
子ども・子育て支援金収入	371,087
雑収入等	2
一般勘定受入	2,000
合計	373,089

子ども勘定予算

子ども勘定予算は
総額 3億 7,308万 9千円に
決定されました。

支出

科目	予算額(千円)
子ども・子育て支援納付金	353,722
子ども・子育て支援金還付金	200
予備費	19,167
合計	373,089

令和8年4月～

子ども・子育て支援金制度

この制度は、国が少子化対策として掲げる、こども未来戦略「加速化プラン」を実現するための財源を確保する制度です。健康保険などの医療保険制度に加入している被保険者と事業主が費用を負担し、子どもや子育て世帯を社会全体で支えることを目的としています。



子ども・子育て支援金加算イメージ

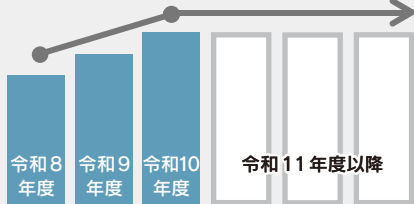
健康保険組合は、子ども・子育て支援金の代行徴収機関を担います。



※健康保険に加入しているすべての被保険者（任意継続を含む）が対象となります。年齢や性別、子どもの有無、海外赴任等はありません。ただし、産休中や育休中の被保険者は免除されます。

支援金の額について

〈支援金率・支援金の負担イメージ〉



標準報酬月額 × 支援金率[※] = 毎月の支援金額

〈労使折半の場合〉

令和8年度は、標準報酬月額30万円なら月345円、50万円なら月575円になります。

※支援金率は、令和8年度から0.23%ではじまり、令和10年度には0.4%程度に段階的に引き上げられる見込みです。ただし、国が令和10年度分支援納付金の最大規模を決めているため、右肩上がりでは増えることはありません。

支援金のおもな使いみち



児童手当の拡充

- ・所得に関係なく支給
- ・高校生の年代まで支給期間を延長
- ・第3子以降は1人当たり3万円に増額
- ・年6回（偶数月）に支給回数を増加



妊娠・出産時の支援給付

妊娠届出時に5万円が支給され、妊娠後期以降にも妊娠している子どもの人数×5万円が支給されます。
※原則10万円相当の経済的支援が受けられます。



出生後休業支援給付

子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上育児休業を取得した場合、最大28日間、手取りの10割相当が支給されます。



育児時短就業給付

2歳未満の子を養育するために時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%が支給されます。



こども誰でも通園制度

0歳6ヵ月から満3歳未満のこどもが月10時間まで、時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる仕組みの創設。



国民年金保険料免除措置

自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除。

詳しくは

こども家庭庁のホームページをご覧ください

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin>



おさらいしよう！

マイナ保険証での医療機関のかかり方

2025年12月2日以降、マイナ保険証での医療機関の受診が基本となりました。

マイナ保険証には、医療情報に基づくより良い医療の提供や、医療費が高額になった場合でも事前の手続き不要で窓口負担が軽減されるなど、さまざまなメリットがあります。

マイナ保険証での受診方法

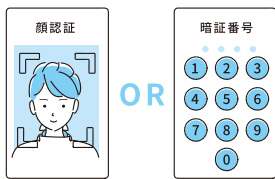
医療機関での受付は、次の①～④のステップで行います。

①マイナンバーカードを
カードリーダーに置く



顔認証付きカードリーダーに
マイナンバーカードを置きます。

②本人確認を行う



顔認証または4桁の暗証番号
入力のどちらかを選択して、
本人確認を行います。

③医師などに提供する
情報を選択する



本人の同意があれば、過去の
診療・薬剤情報や特定健診の
結果などを医師や薬剤師など
と共有でき、正確なデータに
基づく診療・薬の処方を受け
られます。

④受付完了



受付が完了したらカードを取り
出します。

こんなときは
どうしたらいい？

- Q. カードリーダーでマイナンバーカードの読み取りができない場合は？
A. スマートフォンでマイナポータルにアクセスし、自身の保険証番号や受診に必要な情報の画面を医療機関に提示することで受付可能となります。
- Q. 顔認証・暗証番号で本人確認できない場合は？
A. 医療機関の職員がマイナンバーカードの顔写真を確認し、受付できるようになっています。

スマホ版マイナ保険証（スマホ用電子証明書）を登録しよう！

機器の準備が整った医療機関では、スマートフォンに「スマホ用電子証明書」を登録すれば、スマホをカードリーダーにかざすだけで受診できるようになります。登録にはマイナポータルアプリが必要です。

マイナポータルアプリの
ダウンロードはこちらから

iPhone
の場合



Androidスマホ
の場合



薬局でもマイナ保険証が使用できます

薬局でも医療機関と同じ手順でマイナ保険証を使用できます。また、電子処方箋に対応している薬局では、本人の同意のもと、過去に処方された薬の情報を薬剤師に共有でき、重複投薬や併用不可の薬の処方を防止できます。

こんな人に
おすすめ！

- 処方内容が複雑になりがちの方
- 複数の医療機関を受診している方

マイナンバーカード、有効期限にご注意を

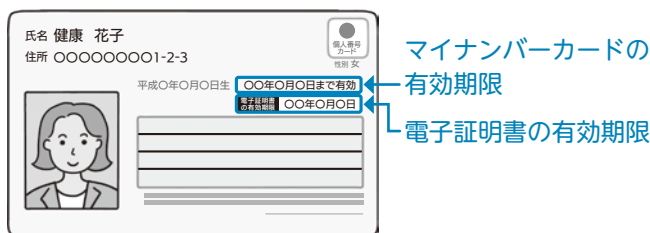


マイナンバーカードには2つの有効期限がありますので期限切れにはご注意ください。

電子証明書 の有効期限	発行日から5回目の誕生日まで 政府のマイナポイントキャンペーンが始まったのが2020年9月ですので、この頃にマイナンバーカードを作った方は注意が必要です。	マイナンバーカードの有効期限	18歳以上は発行日から10回目の誕生日まで。 18歳未満は発行日から5回目の誕生日まで。
------------------------	--	-----------------------	---

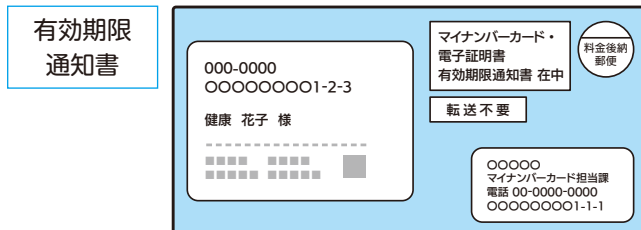
有効期限の確認方法

マイナンバーカードの券面（太枠部分）に記載されています。記載がない場合は、マイナポータルにログインし、「マイナンバーカード」→「電子証明書」から確認できます。



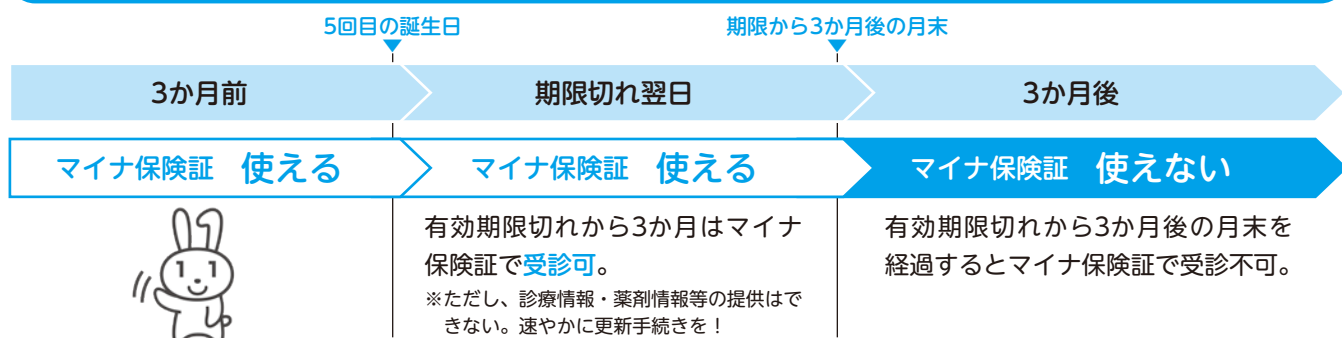
更新方法

有効期限の2～3か月前に「有効期限通知書」が送付されます。通知書に沿ってお住まいの市区町村窓口等で更新手続きを行ってください。



★医療機関等に設置されているマイナ保険証のカードリーダーでも、有効期限の3か月前時点からアラートが表示されます。

有効期限とマイナ保険証利用について（電子証明書およびマイナンバーカード自体の有効期限に共通）



●有効期限（誕生日）経過後の電子証明書の更新について

- 有効期限が経過しても、市区町村窓口での電子証明書の更新は可能です。
- 有効期限切れから3か月後の月末まで（マイナ保険証使用可能期間）に更新した場合は、健康保険証の利用登録を再度行う必要はありません。
- 有効期限切れから3か月後の月末を経過した後に更新した場合は、健康保険証の利用登録を改めて行う必要があります。

マイナ保険証に関するお問い合わせ先はこちら

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

※年末年始（12/29~1/3）を除く

※盗難・紛失などによる一時利用停止は、24時間365日受付



測量地質健康保険組合から被保険者の皆様へお知らせ

事業所との個人データの共同利用について

当健保組合では、被保険者の皆様の健康増進のため、事業所と個人データを共同利用しております。当健保組合ホームページ等でもお知らせしておりますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

共同利用の概要

個人情報保護法では、健康診断等の個人データは、あらかじめ本人の同意なく第三者に提供してはならないとされておりますが、同法第27条第5項第3号において、特定の者との間で共同して利用される個人データについては、個人データを共同で利用すること等（詳細は下記1～4参照）について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り

える状態に置いているときは、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当せず、個人情報取扱事業者は、本人の同意がなくても、個人データを提供することができるとされています。

当健保組合では、健康診断結果等を事業所へ情報提供するため、健康診断結果等の個人データを事業所と「共同利用」させていただいております。

1 共同利用する個人データの項目

被保険者の氏名、生年月日、年齢、性別、記号・番号、健診機関名、健診区分、健診日、健診結果及び数値・判定（労働安全衛生法に規定する定期健康診断の範囲）、特定健康診査の受診状況、特定保健指導対象者の氏名、該当する特定保健指導コース及び実施状況、健康診断後に治療又は精密検査が必要と判断された方で、医療機関での受診が確認できない方の氏名及び該当する検査結果（労働安全衛生法に規定する定期健康診断の範囲）。

2 共同利用者の範囲

健康診断受診者、特定保健指導対象者及び受診勧奨対象者が勤務する測量地質健康保険組合加入事業所と測量地質健康保険組合。

3 共同利用目的

- ・事業所としては労働者の健康管理のため。
- ・測量地質健康保険組合としては被保険者の健康増進のため。
- ・事業所と測量地質健康保険組合が協力して保健指導及び重病化予防を進めるため。

4 共同利用に係る個人データの管理責任者

測量地質健康保険組合個人情報取扱責任者。

※共同利用を希望されない場合 測量地質健康保険組合 総務部施設課までお申し出ください。

令和8年度 任意継続被保険者の標準報酬月額上限について

標準報酬月額上限：380,000円

参考（令和7年度380,000円）

適用年月日：令和8年4月1日

組合の現況

（令和8年2月末現在）

事業所数	519社
被保険者数	29,992人
被扶養者数	18,064人
平均標準報酬月額	391,559円

表紙題字は野崎理事長 揮毫